

## ベトナムでアフリカ豚コレラ初発生！！

アフリカ豚コレラは、昨年8月に中国においてアジアで初めての発生が確認されて以来、中国・モンゴルと感染が拡大していましたが、ベトナムでも発生が確認されました。

ウイルスの国内への侵入については、発生国からのウイルスに汚染された豚肉や豚肉加工品の不法持込み、発生国の農場や山野に訪れた際に身に付けていた靴・衣服・器材等にウイルスが付着したまま持込み等が危惧されています。

つきましては、下記の事項について、再度、確認のうえ、発生防止対策に万全を期していただくとともに、原則、発生国からの豚肉や豚肉加工品等の食料品の日本国内への持ち込み（空輸等も含む）は出来ませんので、外国人研修生等を受け入れている生産者におかれましては、研修生への注意喚起をお願いします。

- ☆ 生肉を含み、又は含む可能性がある飼料を給与する場合は、加熱処理（摂氏70度以上で30分間以上、又は摂氏80度以上で3分間以上）が適切に行われたものを用いてください。
- ☆ 衛生管理区域を明確にし、関係のない者を立入らせない措置を講じ、出入口での車両等の消毒の励行など、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。
- ☆ 不要不急の発生国への渡航は、自粛するように努めてください。

問合せ及び異常豚確認時の通報先；中央家畜保健衛生所  
担当：藤岡・森田・久住呂  
TEL：0957-25-1331（夜間・休日は転送電話で対応します）  
Eメール [s34510@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:s34510@pref.nagasaki.lg.jp)